

## 大淀町総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、連携して効果的に教育行政を推進していくため、大淀町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 大淀町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- (2) 大淀町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置施策
- (3) 園児、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

### (招集)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するとき、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、大淀町公式ウェブサイトに掲示することにより行う。

### (庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、会議の開催並びに大綱の策定等

に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。